

平成29年第4回せたな町議会臨時会

平成29年5月26日（金曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第1号 工事請負契約の締結について（瀬棚養護老人ホーム三杉荘改築工事（建築主体））
- 5 議案第2号 工事請負契約の締結について（瀬棚養護老人ホーム三杉荘改築工事（電気設備））
- 6 議案第3号 工事請負契約の締結について（瀬棚養護老人ホーム三杉荘改築工事（機械設備））
- 7 議案第4号 工事請負契約の締結について（生涯学習センター設備工事（建築主体））
- 8 議案第5号 工事請負契約の締結について（瀬棚中学校暖房設備改修工事）
- 9 議案第6号 物品購入契約の締結について（水道メーカー器）

○出席議員（10名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 細川伸男君 | 2番 神田和浩君 |
| 4番 本多浩君 | 5番 石原広務君 |
| 7番 大湯圓郷君 | 8番 真柄克紀君 |
| 9番 平澤等君 | 10番 大野一男君 |
| 11番 熊野主税君 | 12番 菅原義幸君 |

○欠席議員（2名）

- 3番 江上恭司君
6番 梶田道廣君

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長 高橋貞光君
教育委員会委員長 田井重久君

1. 町長、教育委員会委員長の委任を受け出席する説明員は、次のとおりである。

（1）町長の委任を受けて出席する説明員

副町長 高野利廣君
総務課長 原進君

財 政 課 長 佐々木 正 則 君
保 健 福 祉 課 長 福 士 裕 繼 君
建 設 水 道 課 長 丹 羽 優 君

《大成総合支所》

支 所 長 佐 野 英 也 君

《瀬棚総合支所》

支 所 長 関 功 悦 君
養護老人ホーム三杉荘所長 上 野 宏 行 君

(2) 教育委員会委員長の委任を受け出席する説明員は、次のとおりである。

教 育 長 成 田 円 裕 君
教育委員会事務局長 杉 村 彰 君
教育委員会事務局次長 沼 口 英 樹 君
教育委員会事務局主幹 杉 村 輝 明 君
教育委員会事務局総務係長 近 藤 智 博 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長 丹 羽 小 百 合 君
事 務 局 次 長 上 野 朋 広 君
事 務 局 総 務 係 原 田 翔 太 君

◎開会宣告

○議長(菅原義幸君) 皆さんご苦労様です。

3 番、江上恭司議員、6 番、柘田道廣議員から欠席の届けがありました。

ただいまの出席議員は 1 0 名で定足数に達していますので、平成 2 9 年第 4 回せたな町議会臨時会は成立いたしました。

よって、これより開会します。

◎開議宣言

○議長(菅原義幸君) 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長(菅原義幸君) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 1 1 7 条の規定により、議長において 1 番、細川伸男議員、2 番、神田和浩議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第 2 会期の決定について

○議長(菅原義幸君) 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は本日 1 日といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって会期は本日 1 日と決定いたしました。

◎日程第 3 諸般の報告

○議長(菅原義幸君) 日程第 3、諸般の報告はお手元に配付したとおりであります。

◎日程第 4 議案第 1 号

○議長(菅原義幸君) 日程第 4、議案第 1 号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 本案は瀬棚養護老人ホーム三杉荘改築工事建築主体工事の工事請負契約の締結についてであります。せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分

に関する条例第2条の規定により予定価格が5,000万円を超えるため、契約締結上必要な議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。

福士保健福祉課長。

○保健福祉課長(福士裕継君) 工事の名称、瀬棚養護老人ホーム三杉荘改築工事、建築主体、契約の金額6億5,988万円、契約の相手方、城ヶ端・高橋建設経常建設共同企業体、代表者、久遠郡せたな町北檜山区北檜山135番地11、城ヶ端建設株式会社、代表取締役、城ヶ端政次、構成員、久遠郡せたな町瀬棚区本町403番地、株式会社高橋建設せたな本店、専務取締役本店長、坂下正治、参考として工期は契約締結の日の翌日から平成30年6月29日までであります。なお指名業者及び入札の結果につきましては別紙一覧表のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりましたので質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第5 議案第2号

○議長(菅原義幸君) 日程第5、議案第2号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 本案は瀬棚養護老人ホーム三杉荘改築工事の電気設備工事請負契約の締結についてであります。せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により予定価格が5,000万円を超えるため、契約締結上必要な議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。

福士保健福祉課長。

○保健福祉課長(福士裕継君) 工事の名称、瀬棚養護老人ホーム三杉荘改築工事、電気設備、契約の金額1億4,040万円、契約の相手方、日興・小西経常建設共同企業体、代表者、函館市松川町36番14号、日興電気株式会社代表取締役、飯田孝次、構成員、久遠郡せたな町瀬棚区本町159番地、有限会社小西電気商会代表取締役、小西金吾、参考として工期は契約締結の日の翌日から平成30年6月29日までであります。なお指名業者及び入札の結果につきましては別紙一覧表のとおりであります。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりましたので質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第6 議案第3号

○議長(菅原義幸君) 日程第6、議案第3号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 本案は瀬棚養護老人ホーム三杉荘改築工事の機械設備工事の請負契約の締結についてであります。せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により予定価格が5,000万円を超えるため、契約締結上必要な議会の議決を求めるものであります。

内容については担当課長に説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。

福士保健福祉課長。

○保健福祉課長(福士裕継君) 工事の名称、瀬棚養護老人ホーム三杉荘改築工事、機械設備、契約の金額3億2,238万円、契約の相手方、池田暖房・北部工営経常建設共同企業体、代表者、函館市昭和2丁目37番18号、池田暖房工業株式会社函館支店支店長、杉本辰、構成員、久遠郡せたな町北檜山区豊岡167番地1、北部工営株式会社代表取締役、佐瀬敏秀、参考として工期は契約締結の日の翌日から平成30年6月29日までであります。なお指名業者及び入札の結果につきましては別紙一覧表のとおりであります。

以上で説明を終わります。

よろしくお願ひいたします。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりましたので質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第7 議案第4号

○議長(菅原義幸君) 日程第7、議案第4号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 本案は生涯学習センター整備工事、建築主体工事の工事請負の契約締結についてであります。せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により予定価格が5,000万円を超えるため、契約締結上必要な議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。

杉村教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長(杉村彰君) 工事の名称、生涯学習センター整備工事、建築主体、契約の金額1億1,016万円、契約の相手方、内田・伊関経常建設共同企業体、代表者、久遠郡せたな町北檜山区徳島143番地、株式会社内田建設代表取締役、内田尊之、構成員、久遠郡せ

たな町北檜山区北檜山135番地、株式会社伊関組代表取締役社長、伊関寿之、参考といたしまして工期は契約締結の日の翌日から平成30年1月31日までとなっております。なお指名業者及び入札の結果については別紙一覧表のとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりましたので質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第8 議案第5号

○議長(菅原義幸君) 日程第8、議案第5号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 本案は瀬棚中学校暖房設備改修工事の工事請負契約の締結でございますが、せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により予定価格が5,000万円を超えるため、契約締結上必要な議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。

杉村教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長(杉村彰君) 工事の名称、瀬棚中学校暖房設備改修工事、契約の金額7,916万4,000円、契約の相手方、池田暖房・北部工営経営建設共同企業体、代表者、函館市昭和2丁目37番18号、池田暖房工業株式会社函館支店支店長、杉本辰、構成員、久遠郡せたな町北檜山区豊岡167番地1、北部工営株式会社代表取締役、佐瀬敏秀、参考といたしまして工期は契約締結の日の翌日から平成29年12月8日までとなっております。なお指名業者及び入札の結果については別紙一覧表のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりましたので質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第9 議案第6号

○議長(菅原義幸君) 日程第9、議案第6号、物品購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 本案は水道メーター器購入、簡易水道、物品購入契約の締結についてであります。せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により予定価格が700万円を超えるため、契約締結上必要な議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては担当課長より説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長(丹羽優君) 議案第6号で議決をお願いいたします、物品購入契約につきましては、水道メーター器でございます。水道メーター器の有効期間は計量法で8年と定められていることから、町内で更新対象となる口径13ミリから50ミリの水道メーター器を573個購入するものであります。物品の種類は水道メーター器、契約の金額1,466万6,400円、契約の相手方は、久遠郡せたな町大成区久遠123番地、曲キ株式会社大野吉太郎商店、代表取締役、大野一、参考といたしまして納入の期日につきましては契約締結日の翌日から平成29年8月1日までとなっております。なお指名業者及び入札の結果については別紙一覧表のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりましたので質疑を許します。
(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。
討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。
お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎開議宣告

○議長(菅原義幸君) これで本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長(菅原義幸君) 以上で平成29年第4回せたな町議会臨時会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

閉会 午後 1時47分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年 1月12日

議 長 菅 原 義 幸

署名議員 細 川 伸 男

署名議員 神 田 和 浩